

指定（地域密着型・予防給付型）通所介護

大日俱楽部ヒメジオン

運 営 規 程

社会福祉法人寿敬会



(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人寿敬会が開設する大日俱楽部ヒメジオン（以下「事業所」という。）が一体的に行う地域密着型通所介護事業、予防給付型通所サービス事業（以下単に「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス及（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所は、日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業所は、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護等を提供する。
- 3 事業所は、関係市区町村、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大日俱楽部ヒメジオン
- (2) 所在地 和歌山市吉田 4 2 3

(従事者の職種と員数、職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
適切なサービスが提供されるように努め、利用者の状況把握、物品や施設の管理など事業所全体の管理を責任をもって遂行する。また、従事者に事業所の規程を遵守させるための必要な命令を行う。
2. 生活相談員 1名以上 ※営業時間と利用者数に応じての必要人員
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
3. 看護職員 1名以上 ※営業時間と利用者数に応じての必要人員
利用者の心身の状態把握に努め適切な地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスが提供できるように努める。また、利用者や家族の健康管理を行う。
4. 機能訓練指導員 1名以上 ※営業時間と利用者数に応じての必要人員
利用者の心身機能の維持回復を図るために、地域密着型通所介護計画、予防給付型通所サービス計画に基づき適切な機能訓練の指導助言にあたる。
5. 介護職員 2名以上 ※営業時間と利用者数に応じての必要人員

地域密着型通所介護計画、予防給付型通所サービス計画に基づき、利用者の日常生活の地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

I 営業日	月曜日から土曜日（祝日を含む）但し 1 月 1 日～3 日を除く
II 営業時間	8：30～17：30
III サービス提供時間	9：30～17：00

(通所介護の利用定員)

第 6 条 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスの利用定員は 18 名とする。

(内容)

第 7 条 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。

1. 入浴サービス
2. 給食サービス
3. 生活指導
4. レクリエーション
5. 健康管理
6. 送迎サービス
7. 家族介護指導
8. その他

(利用料、その他の費用の額)

第 8 条 利用料の額は厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）または和歌山市長が定める基準によるものとし、地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 前項により支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用は別に定める利用料金表のとおり利用者から支払いをうけるものとする。

①食 費 食材料費及び調理にかかる費用

②理美容代 実 費

③おむつ代 実 費

④前号のほか、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当であると認められるものは、利用者から支払いをうけるものとする。

4 利用料等の支払いをうけたときは利用料等について記載した領収書を交付する。

5 サービスの提供にあたってはあらかじめ利用者・家族に対し、利用料等の内容や金額について事前に文書で説明した上で支払いに同意することの文書に署名、押印をうけることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスに係る利

用料の支払いをうけた場合は、提供した内容や費用などの事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 地域密着型通所介護の実施地域は、和歌山市とする

予防給付型通所サービスの実施地域は、和歌山市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用日については利用者や家族の希望日と異なることもあるので、利用開始前にそのことについて了承してもらうこととする。

2 機能訓練室を利用する際は、事前に機能訓練指導員の注意説明を受けて利用するものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 消防計画に準拠し、防火管理者等の責任者を定め、定期的(年 2 回)に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために処理体制や手順等を定める。

2 市町村が行う質問や照会に応じ、又は行う調査に協力して市町村からの指導・助言をうけた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。

3 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともにその指導・助言をうけた場合は従い、改善を行うものとする。

(衛生管理)

第 13 条 利用者の使用する施設や食器・設備・飲用水などについて衛生的管理に努め、衛生上必要な対応を行うとともに医薬品や医療器具の管理も適正に行う。

又、事業所において感染症が発生し、蔓延しないように必要な対応を行う。

(秘密保持)

第 14 条 従事者は業務上知り得た利用者・家族の秘密を保持する。正当な理由なく秘密を漏らさない。

過去に従事者であった者においても同様で雇用契約の内容に含む。

(身体拘束)

第 15 条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況並びに緊急やむを得ない理由等を、家族に十分説明し、経過を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 この措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(緊急時における対応方法)

第17条 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスを利用中に利用者の状態が急変した場合はすぐに主治医に連絡し、指示に従い、必要と認められた場合は、しかるべき処置を行う病院への受診を促す。

事業者側も常に病院との密接な連携をとる。

- 2 事故が発生した場合市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置をとる。
- 3 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに行うものとする。

(研 修)

第18条 本事業所は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務の遂行体制についても検証・整備する。

採用時研修 採用後 3ヶ月以内

継続研修 月1回

(市町村との連携)

第19条 地域、市町村など保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、勉強会等に積極的に参加する。

(会計の区分)

第20条 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスの会計とその他の事業の会計とは区分する。

(記録の整備・保管)

第21条 地域密着型通所介護、予防給付型通所サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第22条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿敬会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 2 月 22 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。